

「いしかわ新型コロナ対策認証制度」のご案内

新型コロナウイルスの感染防止対策を実施している飲食店・宿泊施設を県が現地確認し、認証を行う「いしかわ新型コロナ対策認証制度」を創設しました。この制度により、県民や観光客の皆様が、飲食店や宿泊施設をより安全に安心して利用できる環境づくりを推進してまいります。

認証の対象となる事業者

「石川県新型コロナ対策取組宣言」に取り組まれている
飲食店及び宿泊施設の事業者の皆さま



石川県新型コロナ
対策取組宣言ステッカー

認証申請の受付期間

(第1次)

令和3年6月14日(月)～7月9日(金)

(第2次)

令和3年7月26日(月)～



認証制度の専用ウェブサイトにて
認証施設の情報を発信いたします

認証までの流れ

1 認証基準の確認

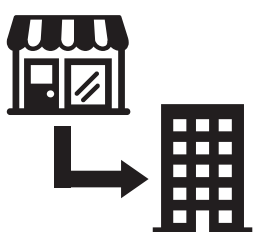
認証の基準を確認、
感染防止対策に取り組む



・アクリル板等の設置
・手指消毒の徹底
・マスク着用
・換気の徹底 など

2 認証の申請

オンラインまたは郵送
で申請



石川県
(認証事務局)

3 現地確認

調査員の現地確認を
受ける



4 認証ステッカー交付

認証基準に適合している
場合、認証ステッカーを
受け取る



石川県
(認証事務局)

※認証を得ることが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ実施する「GoToイートプレミアム」や「県民向け県内旅行応援事業」等需要喚起策への参加要件となります。

申請方法

- 1 石川県HPから必要書類をダウンロードしてください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/ninshou.html>

- 2 必要事項をご記入のうえインターネット申請（アップロード）していただくか、事務局まで郵送してください。



〈いしかわ新型コロナ対策認証制度事務局〉

〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-1-45 むさしビル5階503号室

電話番号：076-262-6170 受付時間：平日9時30分～17時30分

認証のポイント

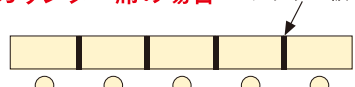
認証基準の一例をご紹介しますので、感染防止対策の参考にしてください。

1 お客様の感染症予防

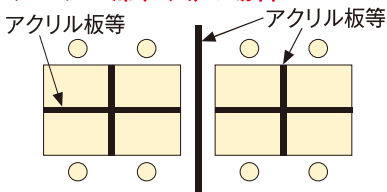
- 入口にアルコール消毒液を置き、入場時に必ず、手指消毒をしていただく。
- テーブルとテーブルの間にパーティションを置く、または間隔を最低1m以上空ける。
- テーブルの上にパーティションを置く、または座席の間隔を最低1m以上空ける。
※ただし、少人数の家族や介助を必要とする場合等は除く。

アクリル板等を設置する場合

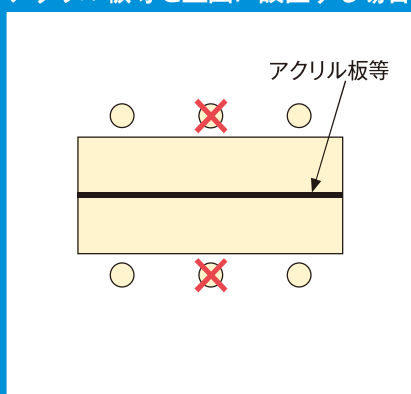
カウンター席の場合



テーブル席(4人)の場合



アクリル板等を正面に設置する場合

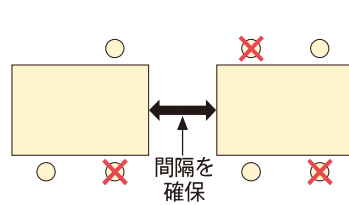


間隔を空ける場合の例

カウンター席の場合



テーブル席(4人)の場合



2 従業員の感染症予防

- 業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や風邪などの症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底するとともに、定期的な手洗い、アルコールによる手指消毒をする。

3 施設・設備の衛生管理の徹底

- 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどして十分な換気をする。
- 複数の人の手が触れる場所などを消毒用エタノール等を用いて利用者の入替時など定期的に消毒する。

4 チェックリストの作成・公表

- 感染防止対策の具体的な方法や手順、清掃、消毒の頻度などを定めたチェックリストを作成し、毎日の確認について掲示する。

5 感染者発生に備えた対処方針

- 従業員の感染がわかった場合や、感染者が施設を利用していたことが判明した場合、保健所の指示・調査等に協力し、感染拡大防止策を講じる。
- 国が提供する濃厚接触通知アプリの利用のルール化ないし奨励、または利用者のリストの管理などにより感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。